

## 販売業者の組合が行う委託販売について

Q. 小売販売業者で組織する協同組合であるが、組合員の取扱う商品を組合員から委託を受けて組合事業として販売することは差し支えないか。

A. 協同組合が事業の一つとして組合員の委託により、その取扱品の販売をすることは可能であると解するが、これも特殊の場合（例えば、1組合員で扱うには数量、金額が大きすぎる場合、取引相手が組合員の通常取引先ではない場合、売れ残り品を出張販売する場合等）に限られるべきと思料する。というのは通常組合自体がこれを行うときは、組合の目的とする組合員の利益を図ることと相反すると思われるからである。なお、組合員の委託による販売であれば、員外利用にはならない。